

千葉市環境影響評価条例施行規則等の一部改正に係る対応方針（案）について

1. 国の動き

環境省は、大規模な太陽光発電事業の実施に伴い、土砂流出や濁水の発生、景観への影響、動植物の生息・生育環境の悪化などの問題が生じている事例がある等の状況を踏まえ、環境影響評価法（以下「法」という。）の対象事業に太陽電池発電所の設置の工事業及び変更の工事業を追加することとしました。（令和元年7月5日公布、令和2年4月1日施行。）

また、経済産業省は、「発電所アセス省令」を改正し、太陽電池発電所の設置又は変更の工事業に係る環境影響評価の項目、並びに調査、予測及び評価の手法等を新たに定めました。（令和2年3月18日公布、令和2年4月1日施行。）

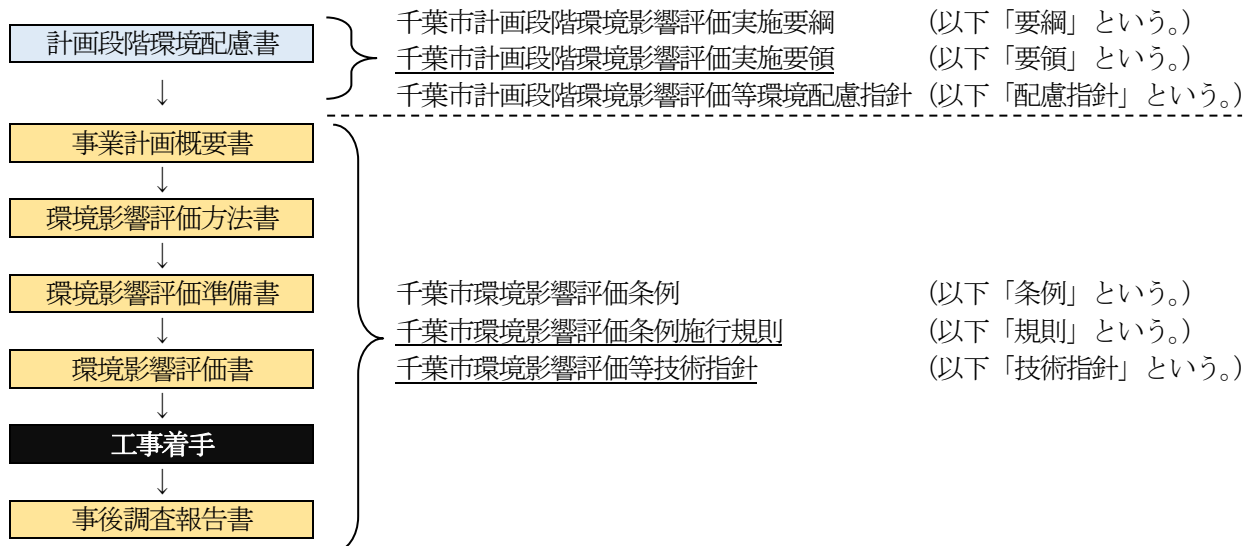
発電所アセス省令：発電所の設置又は変更の工事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令

2. 市の対応について

千葉市環境影響評価条例は、法の対象とならない種類・規模の事業について環境影響評価手続を定めるほか、法対象事業についても事後調査報告書の送付など独自の手続を定めています。

今回の政令改正の趣旨を踏まえ、条例対象事業に太陽電池発電所の設置の工事業等を追加することとし、千葉市環境影響評価条例施行規則等の一部改正を行います。

参考：千葉市の環境影響評価手続きと適用条例等（下線部は今回改正を見込んでいるもの）



3. 対応方針（案）

条例対象事業に「太陽電池発電所の設置の工事業」及び「太陽電池発電所の変更の工事業」を追加するため、規則の別表第1（対象事業の要件及び規模）を改正します。（要領についても、規則と同様に別表第1（対象事業の要件及び規模）の改正を見込んでいます。）

なお、対象事業の追加に伴い、軽微な修正の要件及び軽微な変更の要件についても併せて改正します。

また、太陽電池発電所の環境影響評価項目については、「快適な生活環境の保全に係る環境要素」の「その他」に「反射光」を含むことを明記するため、技術指針の改正を行います。

(1) 対象事業の規模要件（規則別表第1関係）

対象事業の要件及び事業の規模は、以下のとおりとします。

事業の種類	事業の要件	事業の規模
3 発電用電気 工作物の設置 又は変更	(5) 太陽電池発電所の 設置の工事業	太陽電池発電所の用に供される区域（調整池、道路等を含む。以下「太陽電池発電所等区域」という。）の面積が10ha以上であるもの。
	(6) 太陽電池発電所の 変更の工事業	太陽電池発電所等区域の面積が10ha以上である発電設備の新設を伴うもの。

【設定理由】

対象事業の要件：条例において対象事業は「発電用電気工作物の設置又は変更」としており、既に規定されている火力発電所及び風力発電所の事業の要件の表記と整合を図ります。

規模要件の指標：太陽光発電事業は、面的な改変を行うことによる環境影響が大きいと考えられるため、「面積」とします。

なお、国は、法において総出力（kW）で設定しているところだが、地方公共団体の環境影響評価条例において規模要件の指標を面積（ha）とすることを否定するものではなく、法の規模要件と条例の規模要件の指標が異なっても、それが、相互に補完し合い、環境影響評価を実施すべき事案を確実に対象に含められることが期待される、としています。

また、検討にあたっては、現行の規則において面積を規模要件としている事業のほか、千葉県及び他政令市における事例を参考にしました。

指標の内容：太陽光発電事業を行う場合、太陽光パネルやパワーコンディショナなどの機器等だけではなく、現場事務所や駐車場、調整池なども設置することが想定され、これら全てで一つの事業を形成することになるため、アセス対象事業の該否の判断は、全体の面積「太陽電池発電所の用に供される区域（調整池、道路等を含む。）の面積」で行うものとします。

事業の規模：現行の規則において面積を規模要件としている事業を考慮しつつ、通常は事業用地に利用できないような林地や傾斜地等の地形の土地に太陽電池発電所が設置される事例があり、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあること、また、国や県の規模要件を踏まえ、区域によらず一律で10ha以上とします。

参考：環境影響評価の対象事業（発電所）

種類	法対象事業		県条例対象事業 (基本事業)	市条例対象事業
	第1種事業	第2種事業		
水力発電所	3万kW～	2.25万～3万kW	2.25万～3万kW	—
火力発電所	15万kW～	11.25万～15万kW	11.25万～15万kW	11.25万～15万kW
地熱発電所	1万kW～	7,500kW～1万kW	—	—
原子力発電所	全て	—	—	—
風力発電所	1万kW～	7,500kW～1万kW	7,500kW～1万kW	7,500kW～1万kW
太陽光発電所	4万kW～	3万～4万kW	(検討中) 自然公園等区域10ha以上 その他の区域40ha以上	(今回設定) 10ha以上

(2) 軽微な修正の要件（規則別表第3関係）

「軽微な修正の要件※」は、以下のとおり改正を行います。（改正箇所は下線部）

事業の種類	事業の諸元	手続きを経ることを要しない修正の要件
5 発電用電気 工作物の設置 又は変更	発電所又は発電設備の出力（別表第1の3の項の中欄の（1）から（4）に掲げる事業の要件に該当する対象事業に限る。）	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	太陽電池発電所等区域の位置	新たに区域となる部分の面積が修正前の区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	
	燃料の種類	
	冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別	

※ 軽微な修正の要件とは、事業計画概要書の公告後、環境影響評価書の公告が行われるまでの間に事業内容を修正する場合であっても、環境影響評価手続の再実施が不要となる要件です。

【設定理由】

新規追加要件：事業の諸元「太陽電池発電所等区域の位置」

本要件については既に規定されている面整備事業の要件を参考に設定しました。

修正要件：事業の諸元「発電所又は発電設備の出力」

太陽光発電事業における対象事業要件の指標は「面積」とすることから、事業の諸元「発電所又は発電設備の出力」に係る軽微な修正の要件からは除くこととします。

なお、別表第1の3の項の中欄の（1）から（4）に掲げる事業とは、火力発電所又は風力発電所の事業を示します。

その他：現行規則における事業の諸元「対象事業実施区域の位置」は、法対象事業の要件を参考とし、太陽光発電事業にも適用することとします。（修正等を行わず、現行の規定のままとします。）

(3) 軽微な変更の要件（規則別表第4関係）

「軽微な変更の要件※」は、以下のとおり改正を行います。（改正箇所は下線部）

事業の種類	事業の諸元	手続きを経ることを要しない変更の要件
5 発電用電気 工作物の設置 又は変更	発電所又は発電設備の出力（別表第1の3の項の中欄の（1）から（4）に掲げる事業の要件に該当する対象事業に限る。）	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	太陽電池発電所等区域の位置	新たに区域となる部分の面積が変更前の区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	
	燃料の種類	
	冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別	
	年間燃料使用量	年間燃料使用量が10パーセント以上増加しないこと。
	ばい煙の時間排出量	ばい煙の時間排出量が10パーセント以上増加しないこと。
	煙突の高さ	煙突の高さが10パーセント以上減少しないこと。
	温排水の排出先の水面又は水中の別	
放水口の位置	放水口が100メートル以上移動しないこと。	

※ 軽微な変更の要件とは、環境影響評価書の公告後、事業着手までの間に事業内容を変更する場合であっても、環境影響評価手続の再実施が不要となる要件です。

【設定理由】

（2）軽微な修正の要件と同様に、新規追加要件を事業の諸元「太陽電池発電所等区域の位置」とし、修正要件を事業の諸元「発電所又は発電設備の出力」とします。

(4) 技術指針

太陽光発電に係る環境要素「反射光」に対応するため、環境影響評価の項目を選定する際に検討すべき表2の改正を行います。

○ 表2 環境影響評価の対象とする環境要素

大区分	中区分	小区分	細目	予測・評価する影響の内容
快適な生活環境の保全に係る環境要素	その他			その他快適な生活環境の保全に係る影響(反射光等)

【設定理由】

太陽光発電事業に係る特有の環境影響は以下のとおりです。

【特有の環境影響】

- ・ パワーコンディショナからの騒音
- ・ 太陽光パネルからの反射光（近隣の住環境、景観、飛来する生物等の生態系への影響）
- ・ 太陽光パネルの撤去・廃棄

出典：「太陽光発電事業に係る環境影響評価の在り方について（答申）」（2019年4月、中央環境審議会）

騒音：騒音については、既に技術指針に盛り込まれており、環境影響評価は可能であることから改正しません。

反射光：反射光のうち近隣の住環境については、現行の技術指針に盛り込まれていないため対応が必要ですが、本市の技術指針は全事業に共通の項目を規定しており、個別の事業に特有の項目については、必要に応じて対象項目とできるよう「その他」を設けていることから、太陽光発電事業者が反射光の環境影響評価が必要だと認知できるよう、大区分「快適な生活環境の保全に係る環境要素」の「その他」の欄に記載します。

なお、景観への影響については中区分の「景観」で、飛来する生物等の生態系への影響については中区分の「動物」で、それぞれ工作物の存在に伴って発生する影響を予測・評価することとなっているため、これら2項目については改正しません。

廃棄物：廃棄物については、既に技術指針に盛り込まれており、事業終了時に発生する廃棄物も環境影響評価の対象に含まれることから改正しません。（技術指針「表5 項目別の予測・評価の手法」の「廃棄物等」に記載あり）

その他：環境影響評価は、上記の「特有の環境影響」に挙げた環境要素に限定するものではありません。既に規定している環境要素のうち、当該事業の特性や地域の特性を踏まえ、影響を受けることが予想される項目については、環境影響評価の対象とします。

新旧対照表（千葉市環境影響評価条例施行規則）

改正前			改正後			備考
目次（略）			目次（略）			
第1条～第102条（略）			第1条～第102条（略）			
附則（略）			附則（略）			
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）			
事業の種類	事業の要件	事業の規模	事業の種類	事業の要件	事業の規模	
1～2（略）	（略）	（略）	1～2（略）	（略）	（略）	
3 発電用 電気工作物の設置 又は変更	（1）火力発電所（地熱を利用するものを除く。以下同じ。）の設置の工事の事業	出力が112,500キロワット以上であるもの	3 発電用 電気工作物の設置 又は変更	（1）火力発電所（地熱を利用するものを除く。以下同じ。）の設置の工事の事業	出力が112,500キロワット以上であるもの	
	（2）火力発電所の変更の工事の事業	出力が112,500キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの		（2）火力発電所の変更の工事の事業	出力が112,500キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの	
	（3）風力発電所の設置の工事の事業	出力が7,500キロワット以上であるもの		（3）風力発電所の設置の工事の事業	出力が7,500キロワット以上であるもの	
	（4）風力発電所の変更の工事の事業	出力が7,500キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの		（4）風力発電所の変更の工事の事業	出力が7,500キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの	

新旧対照表（千葉市環境影響評価条例施行規則）

改正前			改正後			備考
				<u>(5) 太陽電池発電所の設置の工事業</u>	<u>太陽電池発電所の用に供される区域（調整池、道路等を含む。以下「太陽電池発電所等区域」という。）の面積が10ha以上であるもの。</u>	対象事業に太陽電池発電所の設置の工事業等を追加
				<u>(6) 太陽電池発電所の変更の工事業</u>	<u>太陽電池発電所等区域の面積が10ha以上である発電設備の新設を伴うもの。</u>	
4 ~ 1 8 (略)	(略)	(略)	4 ~ 1 8 (略)	(略)	(略)	
別表第2 (略)			別表第2 (略)			

新旧対照表（千葉市環境影響評価条例施行規則）

改正前			改正後			備考
別表第3（第43条関係）			別表第3（第43条関係）			
対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件	対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件	
1～4 (略)	(略)	(略)	1～4 (略)	(略)	(略)	
5 発電用電気工作物の設置又は変更	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。	5 発電用電気工作物の設置又は変更	発電所又は発電設備の出力（別表第1の3の項の中欄の（1）から（4）に掲げる事業の要件に該当する対象事業に限る。）	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。	太陽光発電事業における対象事業要件の指標は「面積」とするため、「出力」に係る軽微な修正の要件は適用しない。 太陽光発電事業の軽微な修正の要件として新たに設定
				太陽電池発電所等区域の位置	新たに区域となる部分の面積が修正前の区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。	
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。		対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。	
	原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合			原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合		

新旧対照表（千葉県環境影響評価条例施行規則）

改正前			改正後			備考
	わせたものの別 燃料の種類 冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別			わせたものの別 燃料の種類 冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別		
6 ～ 20 (略)	(略)	(略)	6 ～ 20 (略)	(略)	(略)	
別表第4（第59条関係）			別表第4（第59条関係）			
対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件	対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件	
1～4 (略)	(略)	(略)	1～4 (略)	(略)	(略)	
5 発電用電気工作物の設置又は変更	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。	5 発電用電気工作物の設置又は変更	発電所又は発電設備の出力（ <u>別表第1の3の項の中欄の（1）から（4）に掲げる事業の要件に該当する対象事業に限る。</u> ）	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。	太陽光発電事業における対象事業要件の指標は「面積」とするため、「出力」に係る軽微な変更の要件は適用しない。

新旧対照表（千葉市環境影響評価条例施行規則）

改正前		改正後		備考
		太陽電池発電所等区域の位置	新たに区域となる部分の面積が変更前の区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。	太陽光発電事業の軽微な変更の要件として新たに設定
対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。	
原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別		原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別		
燃料の種類		燃料の種類		
冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別		冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別		
年間燃料使用量	年間燃料使用量が10パーセント以上増加しないこと。	年間燃料使用量	年間燃料使用量が10パーセント以上増加しないこと。	
ばい煙の時間排出量	ばい煙の時間排出量が10パーセント以上増加しないこと。	ばい煙の時間排出量	ばい煙の時間排出量が10パーセント以上増加しないこと。	
煙突の高さ	煙突の高さが10パーセント以上減少しないこと。	煙突の高さ	煙突の高さが10パーセント以上減少しないこと。	

新旧対照表（千葉市環境影響評価条例施行規則）

改正前			改正後			備考
	温排水の排出先の水面又は水中の別			温排水の排出先の水面又は水中の別		
	放水口の位置	放水口が100メートル以上移動しないこと。		放水口の位置	放水口が100メートル以上移動しないこと。	
6 ~ 20 (略)	(略)	(略)	6 ~ 20 (略)	(略)	(略)	
様式第1号～様式第26号（略）			様式第1号～様式第26号（略）			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この規則は、令和 年 月 日から施行する。

新旧対照表（千葉市環境影響評価等技術指針）

改正前					改正後					備考
第1章～第6章（略）					第1条～第9条（略）					
附則（略）					附則（略）					
図一 1（略）					図一 1（略）					
表 1（略）					表 1（略）					
表 2					表 2					
大区分	中区分	小区分	細目	予測・評価する影響の内容	大区分	中区分	小区分	細目	予測・評価する影響の内容	
環境の自然的構成要素の良好な保持に係る環境要素～生物の多様性の確保と多様な自然環境の保全に係る環境要素	（略）	（略）	（略）	（略）	環境の自然的構成要素の良好な保持に係る環境要素～生物の多様性の確保と多様な自然環境の保全に係る環境要素	（略）	（略）	（略）	（略）	

新旧対照表（千葉市環境影響評価等技術指針）

改正前				改正後				備考
快適な生活環境の保全に係る環境要素	景観	景観資源 （自然的景観資源及び文化的歴史的景観資源）	土地の形状の変更（既存工作物の撤去含む）に伴う自然的景観資源及び文化的歴史的景観資源の消失又は改変による影響。 土地の形状の変更、工作物の存在、土地又は施設の利用等に伴う自然的景観資源及び文化的歴史的景観資源の周辺環境変化による影響 自然的景観資源は山、海岸、河川、湖沼、樹林等の自然物、文化的歴史的景観資源は歴史的文化遺産、まちなみ、ランドマークとなる工作物等の土地と一体となった人工物の他、祭り、伝統芸能等の場を含む	快適な生活環境の保全に係る環境要素	景観	景観資源 （自然的景観資源及び文化的歴史的景観資源）	土地の形状の変更（既存工作物の撤去含む）に伴う自然的景観資源及び文化的歴史的景観資源の消失又は改変による影響。 土地の形状の変更、工作物の存在、土地又は施設の利用等に伴う自然的景観資源及び文化的歴史的景観資源の周辺環境変化による影響 自然的景観資源は山、海岸、河川、湖沼、樹林等の自然物、文化的歴史的景観資源は歴史的文化遺産、まちなみ、ランドマークとなる工作物等の土地と一体となった人工物の他、祭り、伝統芸能等の場を含む	
		眺望地点 眺望景観	土地の形状の変更、工作物の存在等に伴う不特定多数の人が利用する眺望地点及び眺望景観の変化（景観資源の眺望の阻害含む）による影響			眺望地点 眺望景観	土地の形状の変更、工作物の存在等に伴う不特定多数の人が利用する眺望地点及び眺望景観の変化（景観資源の眺望の阻害含む）による影響	

新旧対照表（千葉市環境影響評価等技術指針）

改正前			改正後			備考
ふれあい活動の場	ふれあい活動の場	市民の自然とのふれあいの場として日常的及び非日常的に利用されている自然に対する、土地の形状の変更、湛水等による直接的影響 また、工事、施設の存在等による利用への影響	ふれあい活動の場	ふれあい活動の場	市民の自然とのふれあいの場として日常的及び非日常的に利用されている自然に対する、土地の形状の変更、湛水等による直接的影響 また、工事、施設の存在等による利用への影響	
文化財	指定文化財等	指定文化財又はこれに準じる歴史的資源に対する、土地の形状の変更等による直接的影響 また、工事、施設の存在等による文化財等周辺の雰囲気等への間接影響	文化財	指定文化財等	指定文化財又はこれに準じる歴史的資源に対する、土地の形状の変更等による直接的影響 また、工事、施設の存在等による文化財等周辺の雰囲気等への間接影響	
	埋蔵文化財	埋蔵文化財包蔵地に対する、土地の形状の変更等による直接的影響		埋蔵文化財	埋蔵文化財包蔵地に対する、土地の形状の変更等による直接的影響	
安全	危険物等	主として施設の稼働において、高圧ガス、危険物を貯蔵し、取り扱うことに伴う安全への影響	安全	危険物等	主として施設の稼働において、高圧ガス、危険物を貯蔵し、取り扱うことに伴う安全への影響	

新旧対照表（千葉市環境影響評価等技術指針）

改正前				改正後				備考
	地域分断	地域分断	土地の形状の変更、工作物の存在、水象の変化等に伴って生じる、地域コミュニティの一体性又は地域住民の日常的な交通経路への影響		地域分断	地域分断	土地の形状の変更、工作物の存在、水象の変化等に伴って生じる、地域コミュニティの一体性又は地域住民の日常的な交通経路への影響	太陽光発電事業者が反射光の環境影響評価が必要だと認知できるよう、反射光を例示する。
	その他		その他快適な生活環境の保全に係る影響		その他		その他快適な生活環境の保全に係る影響（ <u>反射光等</u> ）	
地球環境保全への貢献の係る環境要素	(略)	(略)	(略)	地球環境保全への貢献の係る環境要素	(略)	(略)	(略)	
表3～表5（略）				表3～表5（略）				
様式第1号（略）				様式第1号（略）				

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この技術指針は、令和 年 月 日から施行する。